

# 令和8年4月1日から 保険医療機関の管理者(院長)になるためには、 要件を満たすことが必要になります

保険医療機関に適正な管理能力を有する医師を確保するため、管理者(院長)に要件を満たすことを求めるとともに、保険医療機関内の監督や、管理・運営に関する責務を担っていただくことになりました。

## 基本的な要件

令和8年4月1日から、次の要件(①と②の両方)を満たした方が保険医療機関の管理者となることができます。

### 令和8年4月1日時点で 臨床研修を **終えていない** 方

- ① 保険医であること。
- ② 臨床研修後、病院または診療所(医師の場合は病院に限る)において3年以上保険診療に従事した経験を持つこと。

### 令和8年4月1日時点で 臨床研修を **終えている** 方

- ① 保険医であること。
- ② 臨床研修期間を含め、病院または診療所において3年以上保険診療やその他の業務に従事した経験を持つこと。

※経験については、原則、週4日常態として勤務+所定労働時間が週31時間以上であることを求めます。

令和8年4月1日に、管理者である方は、同一保険医療機関の管理者である限り、3年間は引き続き管理者であり続けることができます。

## その他の要件

上記のほか、次を満たす場合も管理者となることができます。

- 地域枠で入学した医師、自治医科大学を卒業した医師などのキャリア形成プログラムの適用を受けている者または適用後3年以内であること。
- 一般社団法人 日本専門医機構が認定する基本領域の専門医の資格を持つこと、専門研修プログラムの修了後3年以内であることまたは産業医科大学の専門産業医コースⅠ若しくは専門産業医コースⅡを修了した者であること。
- 医師または歯科医師としての専門知識を活用して公務員として5年以上の勤務経験があること。
- 3年や5年の勤務経験について、転職等で複数の経験のある場合は、合計5年を超える経験があること。
- 緊急に保険医療機関を承継するなど、やむを得ない理由のある者であること。

## 要件に関するQ & A

### Q1. 保険医となって10年目の医師ですが、病院での勤務経験は臨床研修中の2年間のみです。この場合、管理者になることができますか。

管理者になることができます。令和8年4月1日時点で臨床研修を修了されていますので、病院・診療所を問わず保険診療その他の業務に従事した経験が3年以上ある場合は管理者の要件を満たします。

### Q2. 現在歯科診療所の管理者をしていますが、臨床研修修了後すぐに開業したため、過去に要件を満たす期間の経験がありません。令和8年4月1日に管理者を辞めなければいけないのでしょうか。

令和8年4月1日時点で管理者である方は、その時点で要件を満たしていなくとも、令和11年3月31日までの間は、同じ診療所の管理者として勤務することが可能です。他の保険医療機関において管理者として勤務する場合や、令和11年4月1日以降に管理者として勤務する場合は、臨床研修中の経験を含めて、病院・診療所を問わず保険診療その他の業務に従事した経験が3年以上必要となります。

### Q3. 今年(令和8年)の3月31日に臨床研修を修了しますが、管理者になるためには、あと何年働く必要がありますか。

令和8年4月1日時点で臨床研修を修了されていますので、臨床研修中の経験を含めて、病院・診療所を問わず保険診療その他の業務に従事した経験が3年以上となれば、管理者の要件を満たせます。従って、医師の方はあと1年、歯科医師の方はあと2年の経験が必要です。

## 管理者の責務

保険医療機関の管理者は、健康保険法・療担規則等に基づき、次の責務を果たすことが求められます。

- ① 保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督するとともに、当該保険医療機関の管理及び運営につき、必要な注意をすること。
- ② 保険医療機関内の保険医が、保険診療を行うに当たって遵守する事項を定めた療担規則を遵守するよう監督すること。
- ③ 保険医療機関内における、診療報酬の請求や施設基準の届出などの手続が適正に行われるよう監督すること
- ④ 保険医療機関内の診療録の整備、帳簿などの書類の保存が適正に行われるよう監督すること。
- ⑤ 保険医療機関内の医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の連携を図るとともに、地域の病院や診療所などとの連携を図ること。

※ 管理者が故意または重大な過失により、これらの責務を怠り、不正または不当な診療または診療報酬の請求が行われた場合は、管理者の保険医の資格を取り消すことがあり得ます。

